

会 議 記 録			
会議の名称	環境対策特別委員会(第12回)		会議場所 第3委員会室
			担当職員 八木
日 時	平成24年8月3日(金曜日)	開 議	午後 1 時 30 分
		閉 議	午後 3 時 35 分
出席委員	中村 ○ 苗村 菱田 湊 日高 明田		
理事者 出席者			
傍聴者	市民 - 名	報道関係者 - 名	議員 - ()

会 議 の 概 要

1 開議

< 中村委員長 >

アユモドキの保全保護について、本委員会としての課題等を整理し、今後の方向を検討する。前回委員会で、課題等の整理のためにワークショップ形式を用いて委員会を進めることを決定している。ファシリテーターに事務局を命じる。

～ 13 : 35

2 アユモドキの保全保護について

< 事務局 >

国及び府が作成したパンフレットに基づき、アユモドキの保全保護（アユモドキを絶滅から守るため）のため必要な事項を5点とする。

- 1 密漁を防ぐ。
- 2 生息地に外来魚を侵入させない。
- 3 ゴミを捨てたり、水質を悪化させない。
- 4 産卵場所を維持するための一時的水域を確保する。
- 5 水田と水路の行き来ができる環境を確保する。

これらの5項目について解決策を議論し、本委員会として、実現に向けどのように活動するのかを決定する。

ワークショップ形式を用いた課題等の検討・整理

1 密漁を防ぐ

- (1) 監視体制の強化（パトロールの充実）
- (2) 看板の増設
- (3) 立入禁止区域の設定
- (4) 密漁に対する罰則の強化（抑止効果の向上）
- (5) 市民意識の高揚
- (6) その他（看板は逆効果、関係者の関与の疑い）

2 生息地に外来魚を侵入させない。

- (1) 現に生息している外来魚を駆除する

- (2) 駆除することや新たな利用に報奨金等を創設(外来魚の利用に価値を付与する)
- (3) 物理的に外来魚が侵入できない区域を作る
- (4) 外来魚を対象とした釣りに対する規制を設ける
- (5) 侵入経路である上流の池から駆除する
- (6) その他

3 ゴミを捨てたり、水質を悪化させない。

- (1) ポイ捨て禁止の規制(条例) を定める
- (2) 周辺の開発を規制する
- (3) 不法投棄を監視するパトロールを行う
- (4) 直接的に水質浄化の手段をとる
- (5) 市民意識の啓発
- (6) 川を清掃する
- (7) その他

4 産卵場所を維持するための一時的水域を確保する。

- (1) 住民の協力を得る
- (2) 人工増殖や他の場所への移植
- (3) 人工的に一時的水域を確保する
- (4) その他

5 水田と水路の行き来ができる環境を確保する。

- (1) 関係住民の協力を得る(市民の働き)
- (2) 行政の協力体制(行政の働き)
- (3) 具体的対策
- (4) その他

～ 1 4 : 3 0

< 事務局 >

課題ごとに解決策を整理した。この解決策を実現するために本委員会としてどのように取り組むべきかを検討する必要がある。

特別委員会が正式に活動するので、何らの結果を残していく必要があるだろうし、またそのように期待される。委員会としての取り組み方向が見えないうちに、外部者を巻き込んでいくのは一定のリスクがあると思う。今回委員会で一定の整理をすることは大変重要であると考えている。

条例等を作るにしても、何のためにやるのか、なにを、どうするのかを明確にしなければならない。また、やろうとしていることは、本委員会で取り扱うのがふさわしいのか、市が行うべきことなのか、法律等ですすでに対策されていることなのかなど、様々整理しながら検討を進める必要がある。

解決策を実現するために本委員会として取り組む事項

1 密漁を防ぐ。

< 湊委員 >

密漁者の立場に立つと、捕まること、見られること、この2点を警戒すると考える。そのためには、罰金等を表示した看板等の掲出がある。掲出により周辺住民の意識も高揚し、それとともに密漁者の警戒感も強まるであろう。パトロールは有効であろうが要する労力が膨大で仕組みの整理が難しい。

密漁者は既に生息場所を知っているであろうし、看板を設置して多くの人の目を引いた方が抑止効果を得られるのではないか。

< 苗村副委員長 >

犬の糞の啓発看板を例にすると、看板での啓発そのものは密漁者に抑止効果を生まないと思う。それよりも看板を設置することで、人の注目を集め、そのことによって密漁者の警戒感を強めることに効果がある。他の人から見て、密漁者が不審者と思えるような効果を狙うべき。

< 日高委員 >

密漁は昼間に行われるのか。

< 事務局 >

前回の西口議員の説明では昼間にも行われるとのことである。

< 明田委員 >

密漁だけが原因で絶滅に至るとは思えない。増殖活動等により生息数を増やすことが必要であろう。しかし、現時点での密漁に対する対策は必要で、看板の設置、市民啓発、また、罰則の強化により抑止効果を狙うべき。保全保護としては、密漁対策以外の対策に注力すべき。

< 日高委員 >

生息数が減少し、希少価値が生じたことが密漁の原因。増やすことが根本解決。

< 明田委員 >

現在でも看板等が設置されているほか、地元住民がパトロール等を行っている。監視体制について今以上の取り組みを求めることは困難な部分もあるのでは。

< 中村委員長 >

法で規制されているが密漁を試みる者は無くならないであろう。看板等で監視の目を強化し、密漁者に警戒感を与えるしかないのではないか。

< 事務局 >

明田委員の指摘のとおり密漁が絶滅の根本的な原因ではないであろう。根こそぎ持っていくのではなく、少数を個人の趣味的に採取するならば全体に与える影響も少ないと予想される。現に密漁している者は販売目的もあるようである。

また、現にパトロールは行われているが、これ以上にどの程度の規模で行われれば、具体的にどのような効果が予想されるのかが不明確であると思われる。

罰則強化について、2 法律により既に罰則が設けられている。これ以上の規制をどのように行うのか、慎重に検討する必要があるし、法律に罰則が定められているのならば、その規定を十分に運用していくことが第一義ではないかとも考えられる。

< 苗村副委員長 >

2 法律に基づき密漁者の直接の取り締まりを行うのは警察である。警察へ取り締まりの強化を求めることは可能か。

< 事務局 >

警察業務の所管である府へ対策を求めるならば、議会としては意見書の形式になるだろう。

< 湊委員 >

市民が密漁者を発見し警察に通報した場合、警察は対応するのか。

< 事務局 >

前回の西口議員の説明では、禁漁区に設定してあり通報があればすぐに現場へ駆けつける体制をなっているとのことである。

< 湊委員 >

密漁者に対して法に基づく罰則を適用しようとする場合、警察はかなりの準備が必要であろう。通報を受ければ現場に来て警戒するのが第一段階であろう。かなり悪質な密漁者について、確実な証拠が固められた状態でないと手続きに入らないのではないかとと思われる。2つの法律により、強い罰則が規定されている。抑止効果を念頭にした本市独自の条例を定めるにしても、法律の規定を上回るようなものは難しいし、警察も条例を厳密に運用するのは難しいのではないかと。法律の運用状況から、法律以上の罰則を本市独自で定めるのは困難と考えるが。

< 事務局 >

規制を設ける条例を検討する場合に、現にある法の罰則規定や運用状況など、現実に即し効果的に運用できるよう考慮する必要がある。

市民啓発により保護保全を図るということも解決策としてまとめられたが、具体的な取り組みとしてはどのようなことか。希少生物であるので生息場所等を公表できない規定があるが。

< 明田委員 >

現状から考えると生息場所の非公表はあまり意味をなさないのでは。

< 苗村副委員長 >

過去の環境基本計画ではアユモドキの生息場所が特定してあったが、先般策定された第2次環境基本計画には詳細な記載がない。生息地の非公表規定に配慮した結果と考える。

< 事務局 >

市民啓発や広報について、具体的に、どの程度の知識をどの程度の人数が有したら、どのような形でアユモドキの保全保護に資するのか。数値的な到達点の設定が困難。周知広報の取り組みは、その効果をどのように把握していくかが課題となろう。また、看板設置やパトロールについても、実際に効果はあるであろうが、それを数値化して把握することは難しいであろう。啓発的な事業にはこれらの困難さが伴う。

ワークショップで形成した具体的な解決策にはそれぞれ不足する部分がある。それらを総合的に判断して、本委員会としてどのような取り組みを進めていくべきなのかを検討する必要がある。また、委員会として行うことは公式な権限を行使することになるので、その意味も各委員は十分認識する必要がある。

< 明田委員 >

現在、亀岡市保津地域アユモドキ保全協議会を中心に行政機関、専門家等も参加して、看板の設置や生息数調査などの具体的な取り組みが行われている。議会としては市民啓発の観点で取り組むべきではないか。

< 事務局 >

事業として実際に取り組む主体は実施機関である執行側となるが、なにかを決定し、やらせる立場にある議会も、その決定したことが正しいことを保障しなくてはならない。議決の責任と言える。

< 中村委員長 >

生体に対する直接的な保護の規制は法律によってなされている。本市独自にこれ以上の規制を設けるのは困難とも思われる。本委員会としては法の運用の厳格化を求める国、府への意見書及び具体的な施策の提言等を検討してはどうか。

2 生息地に外来魚を侵入させない。

< 苗村副委員長 >

外来魚対策は琵琶湖で先進的な事例があるので研究してはどうか。また、外来魚の釣り大会、報奨金制度、料理の開発等を実施し、駆除するだけでなく、なんらかの利用ができないかとも考える。アユモドキの生息地だけに限らず、生態系保全の観点から市内全域で取り組めないか。

< 事務局 >

委員会としてはどのように取り組めるのか。

< 明田委員 >

釣り大会など外来魚の利用を推奨することは逆効果。釣人がブラックバス等を密放流することが原因。リリースを含め全面的に釣りを禁止すべき。

< 事務局 >

外来魚のリリース禁止の取り組みは琵琶湖で例がある。

< 苗村副委員長 >

釣を禁止すれば今いる外来魚はどうするのか。

< 明田委員 >

現に生息する外来魚も駆除する必要がある。

< 事務局 >

具体的な駆除の方法はどうか。

< 湊委員 >

議会が直接行えるものではない。

< 苗村副委員長 >

外来魚駆除大会は行われているらしい。

< 湊委員 >

誰が、どのように大会を行うのか。慎重な検討が必要。西口議員を始め、実際に取り組んでおられる方の意見が反映できるように検討する必要がある。

< 菱田委員 >

現に保全活動に取り組んでいる団体が安心して活動を継続できる仕組みづくりを検討する必要がある。その活動の根拠となるような条例が考えられる。今は補助金があるが、市の財政状況によっては削減されるおそれもある。理念を掲げる条例。

< 事務局 >

個別に検討している5つの課題に対する解決策。それらの根拠となる市の姿勢を定める条例の制定が菱田委員の意見である。ワークショップで検討しているのは具体的な取り組みの検討。

< 菱田委員 >

理念を掲げる条例を検討するにしても、その前提として具体的な施策を含めた現状把握が必要である。

< 湊委員 >

議会としてできることの主たるものは、条例の制定、意見書の提出、行政施策の提言である。これらを念頭に検討が必要。

< 事務局 >

外来魚を積極的に活用するとする視点はユニークだが。

< 苗村副委員長 >

活用すると外来魚の放流が増加する恐れもあるのでは。

<事務局>

事業化するならば、副次的に及ぼす影響も十分考慮する必要がある。現状から商業的な価値を創出するのは難しいと思われるが。

<菱田委員>

報奨金等は積極的な意味ではないが、外来魚に新たな価値を創出していることになる。

<苗村副委員長>

自分の幼年期にはネズミのしっぽを学校に持っていけば報奨金をもらえた。

<菱田委員>

現在でも有害鳥獣として鹿を駆除した場合、報奨金制度がある。

<事務局>

報奨金制度について委員会としてどのように考えるか。

<湊委員>

慎重に検討していくことが必要。議会は執行機関ではない。

3 ゴミを捨てたり、水質を悪化させない。

<湊委員>

ゴミ対策としての条例規制はどうか。環境美化条例等があるが。

<苗村副委員長>

不法投棄の課題である。

<事務局>

市民啓発等も解決策として挙げてもらっているが。

<苗村副委員長>

そもそも本員会でアユモドキの保全保護に取り組む議論をしているとき、本市の豊かな自然環境のシンボルとして位置付けがあった。市民啓発はアユモドキそのものの周知と共に、本市の自然環境の啓発でもある。単にゴミを捨てない、汚水を流さないだけでなく大きな視点での啓発である。

<菱田委員>

市民啓発のみならず本市自然環境の対外的なPRでもある。

<事務局>

条例は現実に影響を及ぼすためのものであるので、基本的に実効性を伴うべきものであろう。PRや啓発のための条例では意味が薄いのではないか。

<菱田委員>

具体的な規制を細部まで条例に組み込むのは難しい。

<事務局>

開発規制や、直接的な水質浄化策も解決策として挙げられているが。

<菱田委員>

生息河川の上流部を含めた規制も考えられる。雨水排水対策等はどうか。

<明田委員>

禁漁区の設定はどの部分か。

<事務局>

西口議員によればJR線路手前までとのこと。

<菱田議員>

産卵場所付近では草刈り等も調整されており、農業との関係もある。

< 明田委員 >

罰則等も含めて市民啓発が必要。

< 事務局 >

アユモドキそのものに対する法規制、罰則は2つの法律により十分対策されているとのことだが。

< 明田委員 >

罰則の存在そのものが知られていない。

< 事務局 >

委員会としての取り組みはどうか。

< 湊委員 >

広報が重要。市民は意識していない。アユモドキの絶滅を危惧している市民は少ない。

< 菱田委員 >

だから産卵場所の草刈りの要望が生じるのである。

< 湊委員 >

まずは行政施策としての啓発である。

< 菱田委員 >

電気自動車のアユモドキ号もある。

< 苗村副委員長 >

保全協議会のマスコットキャラクターもあるのでは。

< 事務局 >

ゴミ、水質の課題も市民広報が重要とのこと。

4 産卵場所を維持するための一時的水域を確保する。

< 湊委員 >

なぜ、当該河川だけに生息しているのか。養殖して市内の他の河川に放流したらいいのではないか。

< 事務局 >

現に生息しているものを捕獲することは、研究等許可された場合以外はできない。人工増殖個体の再放流も認められていないはずである。

< 明田委員 >

市内の他の河川でも生息が確認されている。

< 事務局 >

委員会として、人工増殖個体の再放流等が可能となるよう制度の変更を求めることは意見書等で可能であると思われる。しかし、現にそれらの行為が禁止されているということは何らかの合理的な理由があるはずである。国等が定めたその規制を覆すような、合理的で専門的な理論を本委員会として構築する必要があるが。

< 菱田委員 >

人工増殖個体の再放流により個体数が増加すれば、希少価値も減じる。

< 湊委員 >

淡水魚でその他天然記念物等に指定されているものはあるのか。

< 菱田委員 >

モリアオガエルは本市に生息している。

< 事務局 >

本市には生息していないが淡水魚ではイタセンパラ等のタナゴの一部が指定さ

れているはずである。また、種の保存法ではさらに多くの種が指定されている。

< 湊委員 >

アユモドキ以外はそれほど対策されていないのではないか。

< 苗村副委員長 >

アユモドキの対策は他より充実している。

< 明田委員 >

モリアオガエルは多くみられる。

< 事務局 >

地域の地元住民の協力等が解決策として挙げられているが。

< 明田委員 >

保全協議会の活動をサポートする視点である。

< 湊委員 >

現在の禁漁区は限定的である。

< 明田委員 >

上流部でも生息が確認されたとのことである。

< 菱田委員 >

河川の清掃時に発見されたようである。

< 湊委員 >

上流部まで禁漁区にしてはどうか。

< 事務局 >

他の河川を含めて現在確認されている産卵場所が、禁漁区に含まれている箇所のみである。一時的水域である産卵場所の保護を重要視していると思われる。

< 菱田委員 >

上流部の住民の協力も必要である。

< 明田委員 >

保全協議会の取り組みが重要ではないか。委員会としてそれ以上の措置を専門的に指摘できるのか。

< 湊委員 >

保全協議会への補助金等は。

< 明田委員 >

市が50万円、国が200万円程度であったと思う。

< 事務局 >

昨年までは環境省の補助金であり保全協議会へ直接交付されていたが、環境省の協議会体に対する補助の期間が終了した。本年度は文化庁の補助金200万円(事業費400万円の1/2)が市に交付されて事業が実施されている。保全協議会へは市の単費により50万円が補助されている。

< 菱田委員 >

保全協議会の活動をバックアップできる条例を。具体的な内容の案はないが。

< 事務局 >

委員会としての取り組みはどうか。

< 明田委員 >

保護団体や地元自治会がさらなる行政関与が必要と感じれば、議会に対する陳情なり要望があるのではないか。現に活動している団体等からの具体的な要求があれば対応する必要はあろう。

< 事務局 >

西口議員が積極的に取り組んでおられる。

< 湊委員 >

天然記念物の指定は国である。指定を求める地元の要望はあったのか。

< 明田委員 >

研究者等の専門家により指定されたと考える。

< 湊委員 >

国が積極的に関与すべき。地元が望んだわけではない。

< 苗村副委員長 >

世界遺産等でも同様の課題がある。住民にとっては開発等が制限されるデメリットが生じる。地元の負担が増加するならば国等に措置を求める必要がある。

< 湊委員 >

地域住民に困難が生じているのであれば解決を求める必要がある。

< 事務局 >

概ね保津町住民はアユモドキを地域の誇りと捉えているのではないか。

< 湊委員 >

そのとおり。

< 中村委員長 >

地元住民としての西口議員の取り組みからは強い誇りが感じられる。

< 菱田委員 >

前回委員会終了後、西口委員から希少動植物全体の保護に関する条例の検討について意見をもらった。

< 苗村副委員長 >

本市にはアユモドキ以外に希少生物が生息している。

< 湊委員 >

駅北の区画整理事業は影響するのか。

< 中村委員長 >

直接的に範囲ではないが配慮する必要はあろう。

< 事務局 >

産卵場所のみに留まらず全体として検討する必要がある。

5 水田と水路の行き来ができる環境を確保する。

< 中村委員長 >

強制的な措置をするのではなく、地元の理解により推進を図るのが望ましい。

< 事務局 >

行政の姿勢と地元の理解を合わせて、具体的な取り組みとしての水利の利用等をしなくてはならないと整理されている。

< 明田委員 >

現在、生息場所がなんとか保全されている。これはなくさないように協力していく必要がある。

< 菱田委員 >

ラバーダムにより河川の水位が上がれば、アユモドキは田へ侵入できる。

< 苗村副委員長 >

河川内では繁殖できないのである。

< 菱田委員 >

泥がある水田等が望ましいようである。

< 湊委員 >

カエルはどうか。

< 菱田委員 >

オタマジャクシも流れのない水田の環境は、育成に好適である。

< 明田委員 >

ブラックバスに限らず、水田環境は外敵からも守られるのであろう。

< 苗村副委員長 >

大型スポーツ施設に関連するサンクチュアリの設定は、今後、何らかの人の手を加えないと、保護できない状況が予想されることからである。水田環境を残す行政施策。実際の米作りまで行政が行うのか。

< 明田委員 >

将来的には市が水田の管理を行うような状況が訪れるかもしれない。

< 苗村副委員長 >

永続的に水田が維持されるような施策が必要。

< 菱田委員 >

当該箇所では水田形態の保全を条例に規定すれば保全されるはず。

< 湊委員 >

農業委員会等との関係はどうか。

< 菱田委員 >

条例を制定すれば保全できるはずである。

< 事務局 >

規制を設けるには条例を定める必要がある。しかし、実際にそのような規制を設けることが可能かどうかは、他の法令等を調査しないとわからない。個人の自由を制限することになるので、関係者との調整等を十分考慮して検討する必要があると思われる。

< 湊委員 >

調整は重要。

< 菱田委員 >

具体的な方法は執行側が検討すべきこと。

< 湊委員 >

調整は重要。開発等でも混乱する例は多くある。規制した場合の影響や地権者への対応等、執行側は想定しているのか。

< 中村委員長 >

詳細には想定していないのではないか。

< 菱田委員 >

近隣の水田を市が買い取り、保全協議会に管理を任せるような形態になるのではないか。

< 湊委員 >

それがスムーズであろう。

< 明田委員 >

当該地域の現状から、議会が明確な方向を示すには馴染まない時期であると考えられる。まずは情報の収集を。

< 事務局 >

まずは、実際に活動する団体のプラスとなるような方法を、また、市で業務を担当する部門の意見も聞く必要があるということか。

< 菱田委員 >

行政に対し、議会が積極的に促すようなことも必要。条例は規範となる。

<事務局>

必要な施策を具体化するための手段として整理したものが条例である。法規であるので必要かつ十分な規定を定めるべき。

<事務局>

本日の議論を整理し、次回委員会までにまとめを準備する。

<明田委員>

アユモドキ保全協議会は実績をあげている。

<湊委員>

市内全域に生息域を拡大する程度の目標が必要ではないか。

<明田委員>

まずは現在の生息環境を保全することが重要

<湊委員>

生息地が広がると河川改修等に影響が生じるかもしれない。開発や雨水排水対策との関係もあるのであろう。

3 その他

<中村委員長>

次回委員会は10月15日(月)午前10時からとする。本日の議論を整理し、それをもとに、本委員会としての今後の取り組み方向を検討する。

<全員了>

<事務局>

特別委員会のあり方について説明

散会 ～ 15 : 35